

マタニティ研究会 会則

1 名称

この会の名称は、マタニティ研究会という。

2 所在地

この会の所在地は、豊田市十塚町3丁目47 ストゥーディオ十塚602 に置く。

3 会の目的

この会は、妊娠・出産・産後・育児と大きなライフステージを迎える女性とそれをとりまく家族が安心して、温かく幸せな家族関係の出発を迎えられるよう母子保健の専門家として支援する会である。母子保健を担う専門家が相互を理解し、よりよい母と子の支援について学習と研究をし、地域の母子支援に生かしていく。また、これから育つ看護師・保健師・助産師学生の見学等を受け入れ、地域母子保健と社会の現状を学ぶ場を提供する。現在休業をしている母子保健の専門家が情報と知識を得て、復職のきっかけとなる場を提供する。以上を目的とする。

4 活動の分野(※別添「とよた市民活動センター登録にあたって(更新)」から転記)

この会は、会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法の、「子供の健全育成を図る活動」「保健・医療または福祉の推進を図る活動」に該当する活動を行う。

5 実施する事業

この会は、会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母子保健支援にかかわる専門職の知識向上と相互理解のための定例会
- (2) 地域の妊婦、産後ママ、児童、その家族への支援(講座講師など)
- (3) 将来の母子保健にかかわる看護師・保健師・助産師学生の実習受け入れ
- (4) 休業者の復職支援。
- (5) その他、地域から求められることに、こたえていくよう努力する

6 活動エリア(範囲)

この会の活動範囲は、豊田市およびみよし市とする。

7 会員の種類

この会の会員の種類は、次の 2 種類とする。

- (1) 正会員:この会の事業に賛同して入会した母子保健指導の資格を有する者
- (2) 一般会員:この会の事業に賛同して入会した上記以外の者

8 入会条件

この会の入会の条件は、正会員においては、母子保健指導資格を有する者だが、一般会員においては、特に条件を定めないものとする。

9 会費

この会の会費の種類は次のとおりとする。

正会員:年会費 1口 1000円で 1口以上
一般会員:年会費 1口 500円で 1口以上

10 事業年度

この会の事業年度は、毎年4月1日 に始まり、翌年3月31日に終わる。

11 会の組織(役員等)

この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長:1名
- (2) 副会長:2名
- (3) 会計:1名
- (4) 監事:1名

12 会の運営

この会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 定例会は、原則として毎月1回に行う。
- (2) 通常総会は、毎年1回開催する。
- (3) 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 会長が必要と認め、召集の要請をしたとき
- ② 正会員の5分の1以上から召集の希望があったとき

13 その他

会の運営必要な事項の変更は総会に出席した正会員の4分の3の賛成をもって決定する
役員の任期は原則1年とするが、再任を妨げない。

平成23年5月11日 改正
平成25年4月15日 改正
平成26年4月7日 改正
平成27年4月11日 改正